

宮崎県立宮崎北高等学校星琳同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は宮崎県立宮崎北高等学校同窓会（星琳会）と称し、事務局を宮崎北高等学校内におく。

第2条 本会は会員相互の親睦と連絡を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は次の役員をもって組織する。

1. 正会員 宮崎県立宮崎北高等学校卒業生
2. 特別会員 宮崎県立宮崎北高等学校旧職員・現職員

第4条 本会は第2条の目的を遂行するために必要と認められる事業を行う。

第2章 役員

第5条 本会は次の役員を置き、次の任務を司る。

1. 会長 会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故のある時は会務を代行する。
3. 理事 会の運営を司り、重要事項の審議に任ずる。
4. 幹事 会の事業および会計の監査にあたる。

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名 正会員中より理事会においてこれを選考し、総会で承認を経る。
2. 副会長 2名 正会員中より理事会においてこれを選考し、総会で承認を経る。
3. 理事 若干名 正会員中より会長が委嘱する。
4. 監事 2名 正会員中より会長が委嘱する。

第7条 本会において顧問をおくことができる。顧問は理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第8条 役員の任期は1年とし、再任をさまたげない。また任期の途中において欠員を生じ、その補充をするときは、後任者の任期は前任者の残りの期間とする。

第3章 機関

第9条 本会に次の機関をおく。

1. 定期総会
2. 理事会
3. 定期総会実行委員会

第10条 定期総会は、年1回（8月第2土曜日）開くことを原則とし、会長がこれを招集する。

ただし、会員の要求により理事会の承認を得て、臨時に開くことができる。

総会は、次の①～⑤の事項を審議決定する。

- ①事業 ②予算・決算 ③役員の改選 ④会則の改正・変更 ⑤本会の運営

第 11 条 理事会は緊急の場合そして必要に応じて会長が召集する。
理事会は総会の①～⑤)に関し審議決定することができる。
ただし、その内容については総会で報告するものとする。

第 12 条 定期総会実行委員会は定期総会の運営の補佐をする。

第 13 条 総会・理事会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第4章 会計

第 14 条 本会の経費は下記のものによって充当する。
1. 入会費 正会員は入会の際、3,000円を納入する。
2. 寄附金 3. 事業収入 4. 雑収入

第 15 条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第 16 条 毎年定例総会において会計報告を行うものとする。

第5章 支部

第 17 条 支部結成は、相当数の会員をもって会長に申請し、総会の承認を経るものとする。

第 18 条 支部会則は各支部において作成する。

第 19 条 支部は本会事務局と連絡を密にし、支部会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与するものとする。

附則 本会会則は昭和62年 4月 1日から施行する。
平成15年11月16日 一部改正
平成21年 8月 8日 一部改正
平成22年 8月14日 一部改正
平成23年 8月13日 一部改正